

事 務 連 絡 平成28年12月20日

(別記関係団体) 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生(支)局医療課長、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)長及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)長あて通知しましたのでお知らせいたします。

#### 「別記]

日本医師会 公益社団法人 公益社団法人 日本歯科医師会 公益社団法人 日本薬剤師会 一般社団法人 日本病院会 公益社団法人 全日本病院協会 日本精神科病院協会 公益社団法人 一般社団法人 日本医療法人協会 全国自治体病院協議会 公益社団法人 一般社団法人 日本私立医科大学協会 一般社団法人 日本私立歯科大学協会 一般社団法人 日本病院薬剤師会 公益社団法人 日本看護協会 全国訪問看護事業協会 一般社団法人 公益財団法人 日本訪問看護財団 一般社団法人 日本慢性期医療協会 公益社団法人 国民健康保険中央会 公益財団法人 日本医療保険事務協会 独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部 国立研究開発法人 国立がん研究センター 国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 独立行政法人 地域医療機能推進機構 独立行政法人 労働者健康福祉機構 健康保険組合連合会 全国健康保険協会 社会保険診療報酬支払基金 各都道府県後期高齢者医療広域連合(47カ所)

財務省主計局給与共済課 文部科学省高等教育局医学教育課 文部科学省初等中等教育局財務課 文部科学省高等教育局私学部私学行政課 総務省自治財政局公務員部福利課 総務省自治財政局地域企業経営企画室 警察庁長官房給与厚生課 防衛省人事教育局 大臣官房地方課 医政局医療経営支援課 保険局保険課 労働基準局対災管理課

保 医 発 1 2 2 0 第 3 号 平 成 2 8 年 1 2 月 2 0 日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長 都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局) 国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部)長 都 道 府 県 後 期 高 齢 者 医 療 主 管 課 (部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

使用薬剤の薬価(薬価基準)等の一部改正等について

「使用薬剤の薬価(薬価基準)」(平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。)及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」(平成18年厚生労働省告示第107号。以下「掲示事項等告示」という。)が、それぞれ平成28年厚生労働省告示第425号及び平成28年厚生労働省告示第426号をもって改正され、いずれも平成28年12月21日から適用することとされたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

- 1 薬価基準の一部改正について
- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号。以下「医薬品医療機器法」という。)の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品(内用薬2品目)について、薬価基準の 別表に収載したものであること。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い、販売名の変更があった医薬品(外用薬2品目)について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- (3) (1)及び(2)により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	10,057	3, 955	2, 452	2 8	16, 492

- 2 掲示事項等告示の一部改正について
- (1) 新医薬品(医薬品医療機器法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。)については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限(14日分を限度とする。)が適用されるが、掲示事項等告示の改正によって、新たにデシコビ配合錠LT及びデシコビ配合錠HTが当該制限の例外とされた。
- (2) 製薬企業による医薬品の製造販売承認の承継に伴い販売名が変更され、新たに薬価基準に収載された医薬品に代替されるため、製薬企業から削除依頼があった医薬品(外用薬2品目)について、掲示事項等告示の別表第4に収載することにより、平成29年10月1日以降、使用医薬品から除外するものであること。
- (3) (2)により掲示事項等告示の別表第4に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区分	内用	薬	注	射	薬	外	用	薬	歯科用薬剤	計
品目数		9			9			3	0	2 1

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

デシコビ配合錠LT及び同HT

本製剤の特殊性にかんがみ、当該製剤を使用した患者に係る診療報酬明細書等の取扱いにおいては、当該患者の秘密の保護に十分配慮すること。

4 関係通知の一部改正について

加算等後発医薬品通知を以下のとおり改正する。

加算等後発医薬品通知の別紙1に別添に掲げる医薬品を加え、平成28年12月21日から適用すること。

[別添]

## 別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品 ※平成28年12月21日より適用

区分	薬価基準収載医薬品コード	成分名	規格	品名	メーカー名	薬 価
外用薬	2649735S2270	ロキソプロフェンナトリウム水和物	7 c m×1 0 c m 1 枚	ロキソプロフェンN a テープ 5 0 m g 「久光」	久光製薬	14. 70
外用薬	2649735S3276	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚	ロキソプロフェンNaテープ100m g「久光」	久光製薬	22. 70

(参考1)

## 薬価基準告示

No	薬価基準名	成分名	規格単位	薬 価 (円)
1 内用薬	デシコビ配合錠HT	エムトリシタビン/テノホビル アラフェナミド フマル酸塩	1錠	3, 934. 30
2 内用薬	デシコビ配合錠LT	エムトリシタビン/テノホビル アラフェナミド フマル酸塩	1錠	2, 748. 20
3 外用薬	ロキソプロフェンN a テープ50mg「久光」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	7 cm×10cm 1 枚	14. 70
4 外用薬	ロキソプロフェンN a テープ100mg「久光」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1 枚	22. 70

(参考2)

# 揭示事項等告示

### 別表第4 (平成29年9月31日まで)

N o	薬価基準名	成分名	規格単位	
1 外用薬	ロキソプロフェンNaテープ50mg「TS」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	7 cm×10cm 1 枚	
2 外用薬	ロキソプロフェンNaテープ100mg「TS」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1 枚	